



CLIENT

2024.10 No.385



弊法人からの連絡事項

2024年（令和6年）の贈与と譲渡について



P1

弊法人からの連絡事項

設備投資のご予定について

～10月18日（金）までにご回答ください～



P2

弊法人からの連絡事項

楽しい給与計算　社会保険料の変更



P3

労務トピックス

最低賃金引き上げについて



P4

税務トピックス

出張旅費について



P5

労務トピックス

ペイシェントハラスメント対策について



P6

税務トピックス

相続登記の申請義務化！

登記していない不動産はありませんか？



P7

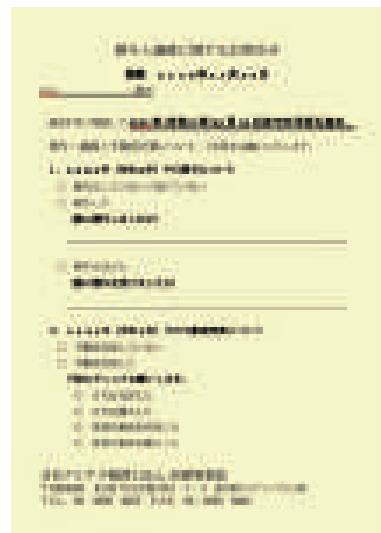
令和6年の確定申告の情報としまして、贈与と譲渡のご状況につきましてもご回答をお願いいたします。左頁の設備投資のご予定と同様に、フォームス（QRコードよりアクセスください）にご入力頂くか、同封の用紙にてFAX又はご郵送ください。

令和6年12月31日までの予定を含めてご記入ください。

<https://00m.in/vTmWs>

*フォームス（WEBアンケート）からもご回答可能
です。上記リンクまたは右のQRコードを読み取り
ご回答ください。

10月18日（金）までに回答をお願いします。



贈与

贈与とは、財産を無償で譲ることをいいます。

個人^{*1}から贈与を受けた方（受贈者）は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに贈与税の申告と納税をしなければなりません。贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税^{*2}」の2つがあり、受贈者は、贈与者（贈与した方）ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。

*1会社など法人から財産をもらったときは、所得税の課税対象となります。

*2「相続時精算課税」は、親子間などの贈与で一定の要件に当てはまる場合に選択できる制度です。

*贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。



◆贈与税の申告漏れ◆

「110万円を超える贈与は贈与税の申告は必要ない」と耳にしたことがある方も多いいらっしゃるのではないでしょうか。あるいは現金授受ではわからないのではと申告しない、金額を少なく申告する、といった事例もあるようですが、ご注意頂きたい点としまして、

- ・2人以上から贈与を受けた場合で、合計額が110万円を超えた場合は贈与税の課税対象となる
- ・「契約者と被保険者と保険金受取人が別々」の契約形態の保険金は贈与税の対象となる
- ・数年後の不動産購入や相続発生による調査等で明るみになる
- ・保険会社や貴金属店の法定調書から明るみになる

等があります。贈与税の申告漏れが発覚すると無申告加算税が課される可能性があります。



譲渡

建物や土地など、不動産売却により得た利益に対しては、譲渡所得の確定申告が必要となります。不動産売却による譲渡所得は「申告分離課税」に分類され、給与所得や事業所得等とは分けた税額計算となります。ただし、不動産売却の際に支払った諸経費が売却による収入金額を上回ったケース等、譲渡所得の申告が不要となることもあります。

設備投資のご予定について～10月18日(金)までにご回答ください～

弊法人からの連絡事項

2025年・2026年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

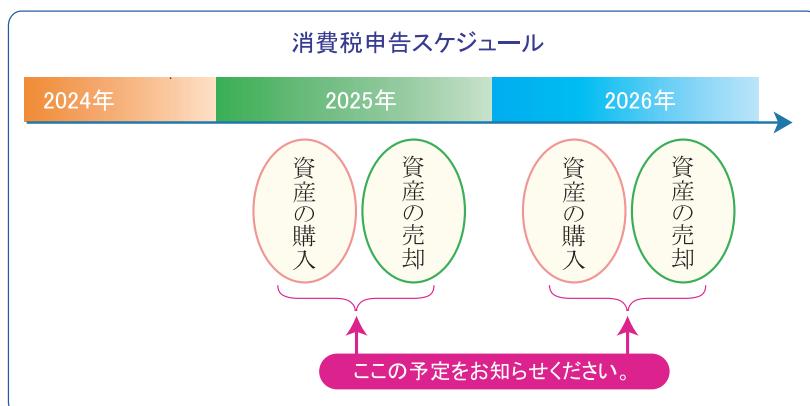
つきましては右記の「設備投資に関するお問合せ」を同封しましたので、ご記入の上FAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、
10月18日(金)までに回答をお願いします。

注意点

医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。そのため、2025年・2026年の設備投資についてご予定をお知らせください。



医院・クリニックの改装や移転・資産の購入

医院・クリニックの改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、数百万円～数千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

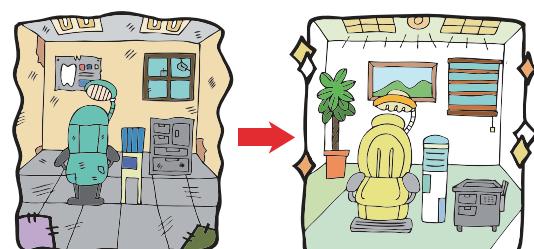
今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響いたしますので、併せてお知らせください。

自宅、その他不動産の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。



※今回よりWEBアンケートからもご回答可能になりました。お問合わせ用紙に掲載されているQRコードを読み取りスマートフォンから送信してください。



設備投資についてご不明点がございましたら、担当までお問合せください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

楽しい給与計算 社会保険料の変更

弊法人からの連絡事項

社会保険の算定基礎届の提出により、10月の給与計算から社会保険料が変更になります。
楽しい給与計算ソフトの変更方法について、ご案内いたします。
加入されている健康保険組合によって、操作が異なります。

①日本年金機構(協会けんぽ)及び厚生年金に加入している場合

その他のメニューから設定の変更を行いますと、給与計算で自動計算されます。

NO	コード	氏名	生年月日	健康保険料 標準報酬月額	介護保険料	厚生年金保険料 標準報酬月額
1	001	西が関太郎	1947年1月22日 (73歳)	170,000円 88,000円 150,000円	<input type="checkbox"/> 控除対象 <input checked="" type="checkbox"/> 控除対象 <input checked="" type="checkbox"/> 控除対象	170,000円 88,000円 150,000円
2	002	西が関花子				
3	003	西が関一郎				

※日本年金機構から届いている『標準報酬決定通知書』の標準報酬の保険料へ変更

事業所整理記号	事業所番号	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書				
01-イロハ	12345	被保険者	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月日
		1	○○ ○○	S47.08.16	第二種	H26.09
		5	○○ ○○	S48.06.09	第二種	H26.09
		6	○○ ○○	S33.03.12	第一種	H26.09
				決定後の標準報酬月額 (健保) (厚年)		
				170 千円	170 千円	
				88 千円	88 千円	
				150 千円	150 千円	

②東京都歯科健康保険組合(歯科健保)に加入している場合

お手元に届いている基礎算定届による『標準報酬決定通知書』の保険料を給与入力画面で直接入力します。

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数			
12		日 時間	12日 時間			
労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間			
105.00						
支給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	皆勤手当	
110,250	0	0	0	2,400	0	
通勤費			休業控除		調整額	
1,200						
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税
	13,000	3,000	自動計算	自動計算	自動計算	
メモ	時間給内訳 (105.00円) (105.00円) ※110文字まで					

事業所名称 ○○歯科医院
事業所番号 12345

東京都歯科 健康保険組合理事長

被保険者番号	氏 名	性別	取得年月日	異動年月日	異動原因	健 康 保 険 料		介 護 保 険 料	
						新規額 報酬月額 (千円)	保 険 料 (被保険者負担)	保 険 料 (事業主負担)	保 険 料 (被保険者負担)
1 ○○ ○○	女	310401	010901	算 定	300	27600	13800	13800	500
2 ○○ ○○	女	310401	010901	算 定	300	27600	13800	13800	500
3 ○○ ○○	女	310401	010901	算 定	300	20240	10120	10120	3670
4 ○○ ○○	女	310401	010901	算 定	300	20240	10120	10120	3670
5 ○○ ○○	女	310401	010901	算 定	300	23920	11960	11960	4338

※東京都歯科健保組合から届いている『標準報酬決定通知書』の数字に変更

③医師国保・歯科医師国保に加入している場合

健康保険料は変更不要となります。

厚生年金保険料は変更が必要となりますので、上記①を参照いただき変更をお願いいたします。

今年も最低賃金が引き上げとなりました。最低賃金の増加は22年連続となっています。

最低賃金制度とは：最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省より各都道府県の答申に基づいた最低賃金額が公表されました。引上げ額の目安は50円でしたが、最終的には50円～84円（徳島県）の引上げとなり、全国平均は51円増の1,055円でした。

■改定される最低賃金額（発効年月日：2024年10月1日）

東京都	1,113円 → 1,163円	神奈川県	1,112円 → 1,162円
千葉県	1,026円 → 1,076円	埼玉県	1,028円 → 1,078円
静岡県	984円 → 1,034円	茨城県	953円 → 1,005円

最低賃金の確認方法

最低賃金は時給で表示されますので、基本的にすべて時給に直して確認します。

時給	時間給≥最低賃金額(時間額)
日給	日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額(時間額)
月給	月給÷1箇月平均所定労働時間≥最低賃金額(時間額)

出典：厚生労働省ホームページ

例) 右図の情報から月給制を時給に直して確認します。

支給された賃金から対象外となる通勤手当、時間外手当を除外します。

(この他、除外される手当には慶弔手当など臨時のなもの、固定残業代、休日手当や精勤手当、賞与などがあります。)

$$257,000 - (12,000 + 35,000) = 210,000$$

$$210,000 \div (8\text{時間} \times 250\text{日} \div 12\text{か月}) = 1,260 > 1,163$$

計算された時給は1,260円ですので**最低賃金額以上**と確認できました。

【月給制の場合の換算方法】	
基本給	180,000 円
職務手当	30,000 円
通勤手当	12,000 円
時間外手当	35,000 円
合計	257,000 円

労働時間/日	8時間
年間労働日数	250 日
東京都の最低賃金	1,163 円

改定された最低賃金の適用基準日

改定された最低賃金は、労働日（勤務日）を基準に適用されます。

例) 15日締め当月25日払いの医院・クリニック 発効年月日：2024年10月1日

9月16日～9月30日・・・今までの賃金

10月1日～10月15日・・・改定後の最低賃金が適用

『楽しい給与計算』にそれぞれの単価を設定可能です。



期間	労働時間	賃料	賃料割引額	賃料割引率	賃料割引率	賃料割引額	賃料割引率	賃料割引額	賃料割引率	賃料割引額	賃料割引率	賃料割引額
11月1日～11月30日	8時間	180,000	30,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000
12月1日～12月31日	8時間	180,000	30,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000
1月1日～1月31日	8時間	180,000	30,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000
2月1日～2月28日	8時間	180,000	30,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000	35,000	12,000

計算の煩雑さを避けるため、改定前の給与計算期間については、最初から最後まで労働者に有利な新しい最低賃金で支給しても問題ありません。

出張旅費について

クリニックでは出張する理事長・スタッフに対し出張に必要な交通費・宿泊代・日当等の支給をする場合があります。支給した金額のうちその出張について通常必要であると認められる部分の金額については、受け取った理事長・スタッフの所得税は非課税となります。

【ポイント】

出張旅費における交通費や宿泊費等は理事長・スタッフからの領収書等をもとに実費精算するのが基本となります。それとは別に一日あたりの日当として手当を支給する場合もあります。旅費交通費分を含めて日当として支給をする場合には、**日当と宿泊費等の出張旅費が二重で計上とならないように注意が必要です。**

出張手当の対象者

出張手当の支給対象者	理事長・社長 / 個人クリニックの場合は院長	スタッフ
医療法人	○	○
個人クリニック	×	○
MS法人	○	○

【ポイント】

出張手当の対象となるのはあくまで給与所得者となりますので、個人クリニックの事業主となる院長は手当の対象外となります。※出張の際の旅費交通費については院長分も業務の遂行上必要となる部分については経費となります。

出張手当の支給額について

出張手当が非課税となる金額の上限は下記の要件をもとに判定することとなります。

- ①出張手当の支給額が理事長やスタッフ間でバランスが保たれた基準によって計算されたものであるか
- ②出張手当の支給額が同規模のクリニックと比較して一般的な支給金額であると認められるものであるか

出張の目的や目的地、交通手段や宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等を勘案し合理的な支給額を算定する必要があります。国内出張の日当支給額は宿泊の有無にもよりますが、1日あたり2~3,000円ほどが平均値となっております。

出張手当の課税関係について

非課税の要件を満たした場合には手当を受取る側は給与とはなりませんので所得税は非課税となります。またクリニック側は消費税の課税仕入となります。

反対に非課税と認められない場合には、手当を受取る側は給与所得の対象となり、源泉徴収が必要となります。また給与支給となりますので、クリニックの消費税は課税仕入の対象とはなりません。

出張旅費規程の作成について

出張手当を非課税として支給する場合には、金額の合理性や適正なバランスを持って運用されていることが求められますので、旅費規程の作成・整備が不可欠となります。

ペイシェントハラスメント(患者ハラスメント)とは…

ペイシェントハラスメントとは、医療従事者が患者やその家族から受ける嫌がらせや暴言、暴力行為を指します。

この問題は近年、医療現場で深刻化しており、医療従事者の精神的・身体的負担が増大しています。ペイシェントハラスメントに対処するため、対策と取り組み事例をご紹介します。



ペイシェントハラスメントの事例

◆暴言や無礼な態度

患者やその家族が医療従事者に対して攻撃的な言葉を浴びせたり、無礼な態度を取ったりすることがあります。例えば診療や治療が自分の思う通りに進まない場合、怒りをぶつけるケースが典型的です。

◆不当な要求

患者が診療時間外の対応を無理強いしたり、治療方針に関して医療従事者の専門的な判断を無視し自己判断を押し付けることも、ハラスメントの一形態です。これには、他の患者の診療を妨げるような長時間の電話等の対応、無理な要求（金銭補償の請求など）、SNSへの誹謗中傷も含まれます。

◆身体的暴力

まれに、患者やその家族が医療従事者に対して身体的な暴力を振るうこともあります。これは特に緊急時や精神的に不安定な状態にある患者で見られることが多いのですが、医療現場にとって非常に大きなリスクとなります。

対策と取り組み事例

ペイシェントハラスメントを防ぐために以下のような対策が必要です。

① 教育と意識向上

患者やその家族に対して、ハラスメントの問題について案内し、医療従事者の人権を尊重し、擁護を促すことが重要です。これには待合室での啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布などの対策があります。

医療従事者に対しては、対策マニュアルの策定※や院内の体制を図り事実関係の正確な確認をしやすい環境を整えましょう。



② 法的措置の整備

法的に保護される仕組みを整えることが必要です。例えば、警察や警備会社への通報、医療機関内での防犯カメラの設置や緊急呼び出し機能付き防犯ブザーの使用などが考えられます。状況に応じて弁護士への相談も検討しましょう。

③ 法的措置の整備

医療従事者がハラスメントを受けた場合、精神的なストレスや燃え尽き症候群（バーンアウト）を引き起こし、最悪の場合、医療従事者が職を離れる原因にもなり得ます。

ハラスメントを受けた医療従事者に対して、心理的サポートを提供することで彼らの精神的な負担を軽減する取り組みが重要です。



<厚生労働省>
※カスタマーハラスメント
対策企業マニュアル

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続登記が行われないために、所有者が分からぬ「所有者不明土地」が増加しています。これにより、土地の利用が進まず、環境の悪化や公共事業の遅延など、社会全体に影響を及ぼす問題が深刻化しています。こうした背景から、これまで任意だった相続登記が義務化となりました。

相続登記とは

不動産などを相続した場合、その不動産の名義を相続人に変更するための手続を相続登記といいます。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、**10万円以下の過料が科される可能性があります。**また、相続登記がされていない不動産は処分や売却、融資を受けるための担保にすることができないなど、デメリットしかありません。

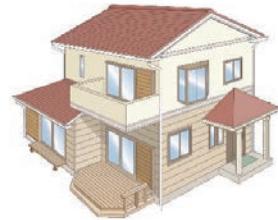
所有者不明土地とは

土地の相続時に相続登記がされることによって、登記簿を見ても現在の所有者が分からぬ土地のことを指します。

相続登記の対象不動産

- ・土地（駐車場用地など）
- ・建物（一戸建て住宅、マンションなど）

※遺言によって財産を譲り受けの場合でも相続登記が必要です。



相続登記するのはいつまで？

相続登記の期限は、その相続を知った日から3年以内となっています。実際に相続する場合、遺産分割協議で相続内容がまとまった日を基準に3年以内が期限となります。また、**制度開始よりも前に相続した不動産**についても義務化の対象となります。



新たに「相続人申告登記」という制度が開始されました

相続登記義務化の一方で相続人申告登記は、戸籍などを提出することで自分が相続人であることを申告する簡便な手続きです。この制度により、簡易に相続登記の申請義務を履行することが可能です。

登記をすることで財産の権利関係を明確化し将来の財産管理や、売却時の取引をスムーズに進めることができます。まだ相続登記をしていない不動産に心当たりがある方や不動産の売却を検討されている方は、担当までご相談ください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 385号

- 発行日：2024年10月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：<https://ca-medical.jp>
- お問合せ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



◇国内◇ 東京/富山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人